

第150回国会概観

第150回国会（臨時会）は9月21日に召集され、12月1日、72日間の会期を終了した。

開会式は召集日の午後3時から、参議院議場で行われた。

会期については、召集日の衆参両院本会議において12月1日までの72日間とすることを賛成多数により決定した。

同日、開会式に引き続き、衆参両院本会議において、森喜朗内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、これに対する代表質問は9月25日、26日、27日に行われた。

法律案は公職選挙法の一部を改正する法律案（参第7号）をはじめ、少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）、警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）、健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）、医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案（衆第1号）等多くの重要法案が成立した。

また、11月22日、平成12年度補正予算が成立した。今回の補正予算は、10月19日、政府において決定された総事業規模11兆円程度の日本新生のための新発展政策を実施する等のために編成された。

会期の前半では、参議院の比例代表選出議員の選挙制度を非拘束名簿式に改めるとともに、参議院議員の定数を削減すること等を内容とする公職選挙法改正案（参第7号）が大きな焦点となった。参議院において、斎藤十朗議長は、日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党の3会派が名簿提出を拒否したまま、選挙制度に関する特別委員を指名した。選挙制度に関する特別委員会では、野党欠席のまま与党等だけにより公職選挙法改正案の審議が進められ、10月13日、可決された。16日、斎藤議長はこの事態を收拾するため自らの議長あつせん案を提示したが、18日、不調に終わったため、菅野久光副議長に辞表を提出し、19日、参議院本会議において、斎藤議長の辞任を許可し、後任に井上裕君が議長に当選した。同日、同法案は本会議において可決され、26日、衆議院本会議において可決され、成立した。

会期の終盤では、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合の4会派が共同して森内閣不信任決議案を提出し、11月21日未明、衆議院本会議において内閣不信任決議案は記名投票の結果、否決された。

10月25日及び11月1日の2回、国家基本政策委員会合同審査会が開かれ、鳩山由紀夫君、不破哲三君、土井たか子君と森総理が討議を行った。

10月27日、中川秀直内閣官房長官は辞任し、後任に福田康夫衆議院議員が就任した。

11月17日、衆議院本会議で、22日、参議院本会議において、第29回オリンピック競技大会大阪招致に関する決議案がそれぞれ可決された。

11月29日、議会開設110年記念式典が天皇、皇后両陛下、秋篠宮ご夫妻をお迎えして参議院議場において開かれた。また12月1日から7日まで、議会政治展示会が憲政記念館において開催された。

12月1日、参議院本会議において、請願審議及び閉会中審査等の会期末手続を行い、衆議院本会議においても、請願審議及び閉会中審査等の会期末手続を行い、閉幕した。

議院の構成

召集日当日、本会議において議員の議席を指定し、斎藤議長の発議により、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、選挙制度に関する特別委員会の5特別委員会を設置した。

また、18常任委員長のうち法務、外交防衛、文教科学、国民福祉、農林水産、経済産業、国土環境、予算、決算、行政監視の10委員長の辞任許可と選任を行った。

また、同日、選挙制度に関する特別委員会を除く4特別委員会が開会され、委員長が互選された。選挙制度に関する特別委員会は野党が設置に反対し、日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党の3会派は委員名簿の提出を拒否し、設置当日、開かれなかった。

10月2日、選挙制度に関する特別委員会は、二院クラブ・自由連合を除く野党会派欠席のまま開会し、委員長に倉田寛之君（自由民主党・保守党）を選任した。

11月10日、本会議において、井上議長の発議により、選挙制度に関する特別委員会は政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会と改めた。

衆議院では、召集日当日、本会議において、安全保障委員長の辞任許可と選任を行い、災害対策特別委員会外5特別委員会を設置した。

森総理大臣の所信表明演説

9月21日、両院本会議において、森総理が所信表明演説を行った。

所信表明演説の概要は次のとおりである。

私は、20世紀最後のこの国会を、21世紀の「日本新生」の礎を築く重要な国会にしたいと考えている。

「日本新生」の最も重要な柱は「IT（情報技術）戦略」、いわばE-ジャパンの構想である。「日本型IT社会」の実現こそが、21世紀という時代に合った豊かな国民生活の実現と我が国の競争力の強化を実現するためのかぎであるからである。「日本型IT社会」実現のため、早急にIT国家戦略を取りまとめる。5年後には我が国を世界の情報通信の最先端国家に仕上げたい。

先端インターネット技術等の研究開発、IPバージョン6などによるグローバルインターネットの課題解決への積極参加など、インターネットの発展に対する大きな国際的貢献を目指す。近く取りまとめる経済対策では、IT革命の飛躍的推進を第一の柱とし、学校や公共施設の高速インターネットを整備するとともに、全国民がインターネットを使えるよう一大国民運動を展開してまいりたい。

来年の通常国会を「教育改革国会」と位置付け、学校教育に関する事項、公立学校の学級編制、教職員定数の標準などに関する法改正を始め、直ちに取り組むべき課題について、一連の教育改革関連法案を提出したいと考えている。

また、教育基本法の見直しについては、「教育改革国民会議」の最終報告を受けて、中央教育審議会等で幅広く国民的な議論を深め、しっかりと取り組んで成果を得てまいりたい。

社会保障の見直しに当たって、私は、リスクに対してはできる限り自ら備えをするという「自己責任の原則」に立つ必要がある、その意味で我が国の社会保障の基本は社会保険方式に置くべきであると考えている。

景気の自律的回復に向けた動きをより確かなものとし、近く取りまとめる経済対策を実現していくため、経済対策関連について総額3兆円台後半の補正予算を編成することを決定した。補正予算の編成に当たっては、国債の追加発行を極力抑制するよう努めてまいる。

我が国の財政は厳しい状況にあるが、経済が自律的な回復軌道に乗る前に、性急に財政再建を優先させれば、景気回復を危うくさせることにもなりかねぬ。したがって、柔軟な財政刺激政策を行い、経済を正常な状態に回復させるための限定的な範囲で財政投入を行ってまいる。

政治倫理の一層の確立を図るため、いわゆるあっせん利得をめぐる法的措置について、今国会において十分議論し、結論を出していただきたいと考えている。参議院の選挙制度改革や永住外国人に対する地方選挙権の付与についても、同様にご議論を進めていただきたいと考えている。

この所信表明演説に対して、9月25日、26日、衆議院本会議において、26日、27日、参議院本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

質疑の主なものは、参議院選挙制度改革、あっせん利得罪処罰法案、補正予算、公共事業、中小企業対策、日ロ関係、日朝関係、沖縄米軍基地、情報セキュリティ、教育基本法、介護保険、社会保障制度、少年法、永住外国人地方選挙権、警察改革、災害支援制度等についてであった。(政府演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの2を参照されたい。)

平成12年度補正予算

平成12年度補正予算は、11月10日、閣議決定され、国会に提出された。

同補正予算は、一般会計の歳出面において経済対策関連として、社会資本整備費2兆5,000億円、IT関連特別対策964億円、災害対策費3,707億円、中小企業等金融対策費7,640億円、住宅金融・雇用等対策費1,209億円等を計上し、地方交付税交付金を増額するとともに、既定経費の節減等を行うこととし、他方、歳入面において、1兆2,360億円の税収増を見込むとともに、前年度の決算上の剰余金1兆5,103億円を計上し、なお不足する歳入について、やむを得ざる措置として公債の追加発行1兆9,880億円を行うものである。

この結果、補正後の一般会計予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも4兆7,832億円増加して89兆7,702億円となる。

10日、両院本会議において、宮澤喜一蔵相の財政演説が、また14日、これに対する質疑がそれぞれ行われた。

14日、両院の予算委員会において提案理由説明をそれぞれ聴取した後、衆議院では、予算委員会で20日、21日、質疑が行われ、21日に可決され、21日、本会議において可決され、参議院に送付された。参議院においては、予算委員会で22日、質疑が行われた後、可決され、同日、本会議で可決され、成立した。

同委員会においては、宮澤蔵相の今年度当初の発言を翻し補正予算を組んだ理由、KSD問題、APEC首脳会議の成果、日本人拉致と北朝鮮問題等について質疑が行われた。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第7号）の審議

本案は、国民の多様な意思を反映した機能的かつ充実した議院の運営に資するため、参議院の比例代表選出議員の選挙制度を非拘束名簿式に改めるとともに、参議院議員の定数を、比例代表選出議員4人、選挙区選出議員6人の計10人を減じて242人とするものである。

参議院において、10月6日、議院運営委員会において、公職選挙法改正案（参第7号）について本会議における趣旨説明を聴取せず、選挙制度に関する特別委員会に付託することを決定した。同日、野党のほとんどが欠席のまま趣旨説明を聴取し、10日、11日、質疑が行われ、12日、4人の参考人から意見を聴いた後、質疑が行われ、同法律案について国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた。13日、同じく質疑が行われ、質疑終局・討論省略・採決動議が可決された後、可決された。19日、本会議において可決され、同日、衆議院に送付された。

同特別委員会においては、二院制下における参議院の在り方、参議院比例代表選出議員の選挙を非拘束名簿式比例代表制に改める意義、新制度における投票方法、参議院議員の定数を削減する必要性等について質疑が行われた。

衆議院においては、20日、議院運営委員会で、本会議において趣旨説明は聴取しないことに決し、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託され、23日、提案理由説明聴取後、質疑が行われ、25日、参考人の意見聴取、質疑が行われた後、可決され、26日、本会議において可決され、成立した。

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案（衆第1号）の審議

本案は、公職にある者等の政治活動の廉潔性を確保し、政治に対する国民の信頼を確立するために、公職にある者等のあつせん行為による利得等を処罰しようとするものである。

衆議院において、10月5日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、本案は野党4会派が提出した公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあつせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律案（衆第2号）とともに一括して審査され、31日、趣旨説明聴取、11月2日、6日、8日、質疑が行われ、7日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、9日、質疑が行われた後、野党4会派提出案は否決、本案は可決され、10日、本会議においても、野党4会派提出案は否決、本案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、11月13日、本会議で趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会で趣旨説明聴取、15日、17日、質疑が行われ、20日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合、無所属の会、自由党及び二院クラブ・自由連合の野党6会派提出の犯罪の主体に「私設秘書」を加えること等を内容とする修正案が提出され、本案及び修正案について質疑が行われた後、修正案は否決、本案は可決され、22日、本会議で可決された。

同特別委員会では、本法律案の立法目的、犯罪の主体から「私設秘書」を除いた理由、あつせんの対象となる行為を「契約」及び「行政処分」に限定した理由、本法律案の「あつせん利得罪」と刑法の「あつせん収賄罪」との相違点等について質疑が行われた。

少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）の審議

本案は、最近の少年犯罪の動向等にかんがみ、少年及びその保護者に対し、その責任について一層の自覚を促して少年の健全な成長を図るため、刑事処分可能年齢の16歳から14歳への引下げ、16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、原則として家庭裁判所から検察官に送致する制度の導入など、少年事件の処分等の在り方を見直すとともに、少年審判における事実認定手続の適正化及び被害者等に対する配慮の充実を図ろうとするものである。

衆議院では、10月6日、議院運営委員会において、本会議において趣旨説明を聴取しないこととし、委員会に付託することに決し、同日、法務委員会において、野党欠席のまま提案理由説明を聴取し、10日、質疑が行われ、13日、17日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、24日、視察の報告、本案について質疑の後、民主党・無所属クラブ提案による修正案の趣旨説明聴取が行われ、25日、本案及び同修正案について質疑が行われ、27日、本案及び同修正案について参考人から意見聴取、質疑が行われた後、自由党提案による修正案が提出された。31日、自由党修正案の趣旨説明聴取の後、本案及び両修正案について質疑が行われ、両修正案はいずれも否決され、本案は可決された。同日、本会議においても本案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月8日、本会議において趣旨説明を聴取し、質疑が行われ、同日、法務委員会において趣旨説明を聴取し、9日、14日、16日、24日、質疑が行われ、17日、参考人から意見聴取、質疑が、20日、少年院、少年鑑別所の視察がそれぞれ行われ、24日、質疑終局後、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、自由党の共同提案により、法施行5年後に改正後の規定の施行状況について国会に報告し、必要がある場合には法制の整備その他の措置を講ずることを政府に求めることを内容とした修正案が提出され、本案は修正議決された。

同委員会においては、最近の少年犯罪の動向と少年法改正の理由、刑事処分可能年齢の引下げと犯罪抑止効果、いわゆる原則逆送制度の導入が捜査、家庭裁判所に与える影響等について質疑が行われた。

27日、本会議において修正議決され、同日、衆議院に回付した。28日、衆議院本会議において参議院の修正に同意し、成立した。

警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）等の審議

本案は警察の職務の遂行の適正を確保するため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会が、警察庁及び都道府県警察の行う監察について、個別具体的な指示をすることを可能とし、必要な場合、公安委員に、指示の履行状況を点検させることを可能とする等の措置を講ずることにより、公安委員会の警察に対する管理機能の強化を図ろうとするものである。

衆議院では、10月13日、議院運営委員会において、本会議において本案の趣旨説明を聴取しないこととし、委員会に付託することに決した。地方行政委員会において、本案と民主党案（桑原豊君外4名提出の警察法の一部を改正する法律案（衆第4号））の両案は一括して審査され、10月24日、提案理由説明聴取、質疑が行われ、26日及び31日、政府等に対する質疑及び参考人からの意見聴取、質疑が行われ、31日、内閣提出案に対して社会民

主党・市民連合から修正案が提出され、11月2日、修正案について趣旨説明聴取が行われた後、民主党案は否決され、次に、修正案は否決され、本案は可決された。同日、本会議においても、民主党案は否決され、本案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月8日、本会議において、本案の趣旨説明を聴取し、質疑が行われ、地方行政・警察委員会において、9日、本案及び富樫練三君外2名提出の警察法の一部を改正する法律案（参第13号）の両案について趣旨説明聴取、質疑が行われ、14日、両案について参考人意見聴取、質疑が行われ、16日、質疑が行われ、21日、いわゆる地方公聴会開催、28日、質疑が行われた後、本案のみ質疑を終局した。次いで民主党・新緑風会及び社会民主党・護憲連合からそれぞれ修正案が提出されたが、両修正案は否決され、本案は賛成多数で可決された。29日、本会議において、本案は可決され、成立した。

同委員会においては、公安委員会の管理能力の強化と管理概念の明確化の必要性、公安委員の任期・人選・勤務体制等の在り方、議会における公安委員からの意見聴取の必要性等について質疑が行われた。

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）及び医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）の審議

健康保険法等改正案は、医療保険制度及び老人保健制度の安定的運営を図るため、高額療養費における自己負担限度額及び健康保険の保険料率の上限について見直しを行い、老人に係る一部負担金について、薬剤の一部負担金を廃止するとともに、定額の上限を設けた上で、定率1割負担制を導入する等の措置を講じようとするものである。

医療法等改正案は、高齢化に伴う疾病構造の変化、医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別の見直しを行い、医業等に関して広告できる事項を追加するとともに、医師については2年以上、歯科医師については1年以上の臨床研修を必修化する等の措置を講じようとするものである。

衆議院では、10月3日、本会議において両案の趣旨説明を聴取し、質疑が行われ、同日、厚生委員会に両案は付託され、17日、両案の趣旨説明を聴取し、10月18日、20日、25日、27日、質疑が行われ、31日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、11月1日、質疑が行われた後、両案は可決され、2日、本会議において、両案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月6日、本会議において両案の趣旨説明を聴取し、質疑が行われ、同日、国民福祉委員会に両案は付託され、7日、両案の趣旨説明を聴取し、9日、14日、16日、質疑が行われ、21日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、28日、30日、質疑が行われた後、両案は可決され、同日、本会議において、両案は可決され、成立した。

同委員会においては、老人に係る一部負担金について定率制を導入することの是非、入院医療の提供体制の在り方、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化することに伴う問題点、高齢者医療制度等についての医療保険制度の抜本改革の進捗状況と政府の決意等について質疑が行われた。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）の審議

本案は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形

成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、その基本理念及び基本方針を示し、これに必要な体制の整備及び重点計画の作成等について定めようとするものである。

衆議院では、10月24日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、26日、内閣委員会において提案理由説明を聴取し、31日、11月2日、質疑が行われ、6日、商工委員会及び逓信委員会との連合審査会が開催され、7日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、9日、質疑が行われた後、基本理念に社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応を加える旨の修正議決が行われた。同日、本会議において修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、10日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、交通・情報通信委員会で趣旨説明を聴取、16日、質疑が行われ、21日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、27日、経済・産業委員会との連合審査会が開催され、質疑が行われ、28日、質疑が行われた後、可決され、29日、本会議において可決され、成立した。

同委員会においては、電子政府の構築に向けた取組、電気通信事業における競争促進政策の在り方、IT化の推進が雇用に与える影響とその対策等について質疑が行われた。

国会法改正案等の成立

今国会において、国会法改正案及び参議院規則改正案が成立した。

国会法の一部を改正する法律案（衆第21号）は、平成13年1月の中央省庁再編に伴い、衆議院の常任委員会を現行の21から17に再編するものであり、11月21日、衆議院において、成案を得、議院運営委員会提出法案と決定、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、29日、議院運営委員会及び本会議において、参議院の常任委員会を現行の18から17に再編する修正議決が行われ、衆議院に回付された。30日、衆議院本会議で参議院の修正に同意するに決し、成立した。

参議院規則の一部を改正する規則案（規則第1号）は、国会法の改正による常任委員会の再編に伴いその委員数及び所管等の規定の整備を行うものであり、29日、委員会の審査を省略し、本会議において、可決され、成立した。

法律案等の成立件数等

今国会、内閣から提出された法律案は21件であり、このうち20件が成立し、その成立率は95.2%であり、確定拠出年金法案は衆議院で継続審査となった。

参議院議員提出法律案は新たに17件提出され、このうち1件が成立し、残り16件は参議院で未了となった。

衆議院議員提出法律案は新たに提出された25件のうち11件が成立し、残り14件のうち衆議院で2件が否決、4件が継続審査となり、8件が未了となった。

また、前国会から衆議院で継続審査となっていた衆議院議員提出法律案3件のうち衆議院で2件が引き続き継続審査となり、残り1件は撤回となった。

予算は3件提出され、いずれも成立した。

条約は1件提出され、承認された。

国政調査

外交・防衛委員会において、防衛庁の秘密漏えい事件について虎島防衛庁長官から報告聴取後、同伴等について質疑が行われた。

労働・社会政策委員会において、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団（KSD）の経理内容等に係る諸問題等について質疑が行われた。

参議院災害対策特別委員会において、平成12年鳥取県西部地震について扇国土庁長官等から報告聴取、及び伊豆諸島における火山・地震活動について報告聴取し、被災者の住宅再建支援、学校の被害及び生徒の避難誘導状況、高齢化に対応した災害対策等について質疑が行われた。

このほか、教育改革国民会議の提言、政治の信頼回復に対する政府の姿勢、日朝国交正常化交渉、対北朝鮮食糧支援、中小企業向け融資の改善状況、輸入遺伝子組換え食品・スターリンクの混入問題、首都機能移転に関する政府の見解等の諸問題について関係委員会において質疑が行われた。